

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

|   |                          |        |
|---|--------------------------|--------|
| ○公印の廃止<br>○公印の新調  | (私学文書課)<br>(同)           | 一<br>二 |
| ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定<br>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 | (食と暮らしの安全推進課)<br>(障害福祉課) | 二<br>三 |
| ○特定計量器の定期検査の実施  | (産業立地推進課)                | 三      |
| ○認証食品の認証  | (食産業振興課)                 | 三      |
| ○農用地利用配分計画の認可   | (農業振興課)                  | 三      |
| ○保安林の指定の予定  | (森林整備課)                  | 三      |
| ○建設業許可の取消し  | (事業管理課)                  | 四      |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定  | (防災砂防課)                  | 四      |
| ○都市計画決定の図書の写しの縦覧  | (都市計画課)                  | 六      |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(六件)  | (同)                      | 六      |
| ○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)  | (教育庁高校教育課)               | 七      |
| ○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託   | (同)                      | 八      |
| ○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)  | (同)                      | 八      |
| ○土地改良区の定款変更の認可  | (東部地方振興事務所)              | 八      |

## 公 告

## 告 示

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
(情報政策課) 八



○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定  
(食産業振興課) 一一




正 誤

○宮城県公報第二六五二号(平成二十七年四月二十四日付け)中  
一一

○宮城県告示第五百三十一号  
次のとおり公印を廃止した。  
平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名称  | 種類           | 用途             | 印影  | 廃止年月日            |
|---|--------------|----------------|---|------------------|
| 宮城県知事<br>印<br>仙台港<br>背後地土地<br>区画整理事<br>務所用          | 知事<br>印      | 土地区画整理<br>事務所用 |  | 平成二十七年<br>三月三十一日 |
| 宮城県知事<br>職務代理者<br>印<br>仙台港<br>背後地土地<br>区画整理事<br>務所用 | 知事職務<br>代理者印 | 土地区画整理<br>事務所用 |  | 平成二十七年<br>三月三十一日 |

|                                 |   |   |  |   |
|---------------------------------|---|---|--|---|
| 名称<br>種類<br>用途<br>印影<br>使用開始年月日 | ○宮城県告示第五百三十二号<br>次のとおり公印を新調した。<br>平成二十七年五月十五日 | 宮城県仙台<br>港背後地土<br>地区画整理<br>事務所長之<br>印   | 宮城県拓桃<br>医療療育セ<br>ンター院長<br>之印  | 宮城県原子<br>力センター<br>所長之印  |
|                                 |   | 長<br>印  | 地方機<br>関<br>印  | 地方機<br>関<br>印   |
|                                 |   | 一般文書用   | 一般文書用  | 一般文書用   |
|                                 |   |  |  |  |
|                                 |   | 平成二十七年<br>三月三十一日  | 平成二十七年<br>三月三十一日   | 平成二十七年<br>三月三十一日  |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|   |  |  |                                     |
|---|--|--|-------------------------------------|
| 三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等   | 受付開始年月日  | 受付締切年月日  | レポート提出締切年月日                         |
|   | 講習   | 研修   | 種類                                  |
|   | 平成二十七年九月二十九日<br>平成二十七年十月二十五日   | 平成二十七年九月二十六日<br>平成二十七年九月六日<br>平成二十七年九月二十九日<br>平成二十七年十月二十五日 | 開催年月日                               |
| 宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四一―一）<br>宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二一四十八）<br>古川ロイヤルホテルグランド平成（大崎市古川駅前大通五―三―二） | 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二一四十八）<br>古川ロイヤルホテルグランド平成（大崎市古川駅前大通五―三―二）<br>宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四一―一）<br>宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二一四十八） | 会場   | 宮城県環境放射線監視センター所長印<br>平成二十七年<br>四月一日 |

○宮城県告示第五百三十三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。  
平成二十七年五月十五日

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

平成二十七年十一月二日

平成二十七年十一月二十四日

平成二十七年十二月十一日

四 受講料

1 クリーニング師の研修 五千元

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第五百三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |            |             |                        |                   |                      |      |                          |       |                |
|-------|------------|-------------|------------------------|-------------------|----------------------|------|--------------------------|-------|----------------|
| 事業所番号 | 〇四二一五〇〇三八二 | 事業所の名称及び所在地 | しあんくれゝる<br>大崎市古川七日町十一七 | 廃止する指定障害福祉サービスの種類 | 福祉サービス（生活自立訓練（生活訓練）） | 設置者名 | 特定非常労活<br>動法人くもり<br>のち晴れ | 廃止年月日 | 平成二十七年<br>六月一日 |
|-------|------------|-------------|------------------------|-------------------|----------------------|------|--------------------------|-------|----------------|

○宮城県告示第五百三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 実施年月日          | 実施区域       | 検査受付時間              | 実施の場所                |
|----------------|------------|---------------------|----------------------|
| 平成二十七年<br>六月一日 | 利府町 全<br>域 | 午前十時から<br>午後二時三十分まで | 仙台農業協同組合東部営農<br>センター |
| 同<br>六月二日      | 利府町 全<br>域 | 午前十時から<br>午後二時三十分まで | 仙台農業協同組合東部営農<br>センター |
| 同<br>六月三日      | 利府町 全<br>域 | 午前十時から<br>正午まで      | 仙台農業協同組合東部営農<br>センター |

○宮城県告示第五百三十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

| 認証番号 | 品目         | 申請者の氏名                  | 製造業者の名称   | 製造所等の所在地        |
|------|------------|-------------------------|-----------|-----------------|
| 七九十九 | 魚介藻佃煮・甘露煮等 | 株式会社海祥 代表<br>大友史祥       | 株式会社海祥    | 仙台市若林区卸町五丁目三    |
| 八九十  | 魚介藻佃煮・甘露煮等 | 株式会社海祥 代表<br>大友史祥       | 株式会社海祥    | 仙台市若林区卸町五丁目三    |
| 二四三  | 焼き魚介類      | 有限会社ウツミ水産 代表取締役<br>内海春寿 | 有限会社ウツミ水産 | 宮城県利府町赤沼字井戸尻六十八 |

二 認証年月日

平成二十七年四月十七日

○宮城県告示第五百三十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年五月十五日

○宮城県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

亘理郡亘理町吉田字砂浜一の四〇

二 指定の目的

飛砂の防備  
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年四月三日

二 商号又は名称等

|                          |                         |                           |  |                |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------|--|----------------|
| 株式会社エコサ                  | 大崎市古川駅南三―十              | 般一二十四                     | 一部廃業                                       | 平成二十七年         |
| 有限会社エンド<br>1 建美<br>遠藤 文男 | 仙台市宮城野区安養寺<br>二丁目二十五―十八 | 般一二十四三<br>第一万四千二<br>百七十二号 | 全部廃業<br>一般建設業<br>大根工事業<br>塗装工事業<br>内装仕上工事業 | 平成二十七年<br>三月九日 |
| MKハウス株式<br>会社<br>浅野 政人   | 岩沼市下野郷字北谷地<br>二―百三十三    | 般一二十二<br>第一万四千<br>百六十八号   | 全部廃業<br>一般建設業<br>大根工事業                     | 平成二十七年<br>三月四日 |
| 佐々木通信<br>佐々木 隆雄          | 仙台市若林区上飯田三<br>丁目三十八―三十三 | 般一二十三<br>第七千二百<br>八十号     | 全部廃業<br>一般建設業<br>電気通信工事業                   | 平成二十七年<br>三月二日 |
| 商号又は名称及<br>び代表者の氏名       | 主たる営業所の所在地              | 建設業<br>許可番号               | 申請区分及び許可<br>を取り消した建設<br>業の種類               | 受付年月日          |

齋藤 信  
七―二  
第一万六千五  
百五十七号  
一般建設業  
土木工事業  
舗装工事業  
しゅんせつ工事業  
水道施設工事業  
三月五日

有限会社ダイア  
フアーム  
小堤 孝志  
大崎市鹿島台木間塚字  
五ツ屋前三  
般一二十二  
第一万八千七  
百二十六号  
一部建設業  
土木工事業  
舗装工事業  
造園工事業  
平成二十七年  
三月十七日

齋藤建設機材株  
式会社  
齋藤 孝一  
多賀城市栄二丁目五―  
五十二  
般一二十二  
第一万八千八  
百五十五号  
全部建設業  
大根工事業  
平成二十七年  
三月六日

株式会社未来総  
研 中橋 正晴  
仙台市宮城野区榴岡五  
丁目二―五十五  
ソフトウェアセンタ―  
ビル六階  
般一二十四  
第一万九千三  
百十六号  
全部建設業  
土木工事業  
建築工事業  
平成二十七年  
三月十一日

株式会社ロイア  
ルエンジニアリ  
ング  
黒田 翔一  
仙台市青葉区南吉成二  
丁目一十七―三  
般一二十四  
第一万九千五  
百二十号  
全部建設業  
建築工事業  
大根工事業  
とび工事業  
石工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・  
ブロック工事業  
鋼構造物工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
平成二十七年  
三月六日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区  
域に指定する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|             |        |                                     |        |                                |      |
|-------------|--------|-------------------------------------|--------|--------------------------------|------|
| 花立の2        | 区域の名称  | 土砂災害<br>の発生原<br>因となる<br>自然現象<br>の種類 | 区域の所在地 | 建築物の構<br>造に必要な衝撃<br>に関する事<br>項 | 縦覧場所 |
| 急傾斜地<br>の崩壊 | 塩竈市花立町 |                                     |        | 宮城県土木部防<br>災砂防課及び宮             |      |
| 次の図のと<br>おり |        |                                     |        |                                |      |

|                 |           |                 |                           |                |                  |                  |                         |                 |                |                 |                |                |          |                      |         |         |          |                 |                      |
|-----------------|-----------|-----------------|---------------------------|----------------|------------------|------------------|-------------------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------|----------------------|---------|---------|----------|-----------------|----------------------|
| 藤倉二丁目           | 旭町の2      | 松陽台一丁目          | 朴島                        | 寒風沢の3          | 野々島の2            | 野々島の1            | 石浜                      | 寒風沢の2           | 寒風沢の1          | 桂島の2            | 桂島の1           | 藤倉三丁目の2        | 藤倉三丁目    | 藤倉一丁目                | 南町      | 尾島町     | 旭町       | 泉ヶ岡             | 新富町の1                |
| 急傾斜地の崩壊         | 急傾斜地の崩壊   | 急傾斜地の崩壊         | 急傾斜地の崩壊                   | 急傾斜地の崩壊        | 急傾斜地の崩壊          | 急傾斜地の崩壊          | 急傾斜地の崩壊                 | 急傾斜地の崩壊         | 急傾斜地の崩壊        | 急傾斜地の崩壊         | 急傾斜地の崩壊        | 急傾斜地の崩壊        | 急傾斜地の崩壊  | 急傾斜地の崩壊              | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊  | 急傾斜地の崩壊         | 急傾斜地の崩壊              |
| 塩竈市藤倉二丁目、松陽台一丁目 | 塩竈市旭町、尾島町 | 塩竈市松陽台一丁目、楓町二丁目 | 塩竈市浦戸野々島字朴島宅地、字鱈、字窪沢、字家上一 | 塩竈市浦戸寒風沢字湊、字愛宕 | 塩竈市浦戸野々島字河岸、字毛無崎 | 塩竈市浦戸野々島字河岸、字平和田 | 塩竈市浦戸石浜字平森、字山神、字本石浜、字河岸 | 塩竈市浦戸寒風沢字湊、字彦和田 | 塩竈市浦戸寒風沢字湊、字愛宕 | 塩竈市浦戸桂島字庵寺、字神手洗 | 塩竈市浦戸桂島字庵寺、字飛地 | 塩竈市藤倉三丁目、北浜四丁目 | 塩竈市藤倉三丁目 | 塩竈市藤倉一丁目、藤倉二丁目、北浜三丁目 | 塩竈市南町   | 塩竈市尾島町  | 塩竈市旭町、錦町 | 塩竈市西町、泉ヶ岡、本町、赤坂 | 塩竈市新富町、花立町、多賀城市笠神一丁目 |

城  
仙  
土  
木  
事  
務  
所

|         |         |           |         |         |            |         |         |           |           |          |                            |              |          |            |                        |           |            |            |          |
|---------|---------|-----------|---------|---------|------------|---------|---------|-----------|-----------|----------|----------------------------|--------------|----------|------------|------------------------|-----------|------------|------------|----------|
| 小松崎の1   | 泉沢町     | 栄町の2      | 栄町の1    | 庚塚の1    | 越の浦        | 伊保石の2   | 伊保石の1   | 本町の1      | 貞山通       | 藤倉三丁目の5  | 藤倉三丁目の4                    | 西町           | 藤倉一丁目の1  | 桂島の3       | 笠神一丁目                  | 本町        | 新富町の2      | 庚塚         | 藤倉三丁目の3  |
| 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊   | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊    | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊   | 急傾斜地の崩壊   | 急傾斜地の崩壊  | 急傾斜地の崩壊                    | 急傾斜地の崩壊      | 急傾斜地の崩壊  | 急傾斜地の崩壊    | 急傾斜地の崩壊                | 急傾斜地の崩壊   | 急傾斜地の崩壊    | 急傾斜地の崩壊    | 急傾斜地の崩壊  |
| 塩竈市小松崎  | 塩竈市泉沢町  | 塩竈市栄町、権現堂 | 塩竈市後楽町  | 塩竈市庚塚   | 塩竈市青葉ヶ丘、庚塚 | 塩竈市字伊保石 | 塩竈市字伊保石 | 塩竈市宮町、一森山 | 塩竈市貞山通三丁目 | 塩竈市藤倉三丁目 | 塩竈市藤倉二丁目、藤倉三丁目、楓町一丁目、楓町二丁目 | 塩竈市西町、宮町、一森山 | 塩竈市藤倉一丁目 | 塩竈市浦戸桂島字庵寺 | 塩竈市牛生町、舟入二丁目、多賀城市笠神一丁目 | 塩竈市本町、泉ヶ岡 | 塩竈市新富町、花立町 | 塩竈市庚塚、青葉ヶ丘 | 塩竈市藤倉三丁目 |

|           |         |                  |
|-----------|---------|------------------|
| 尾島町の2     | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市尾島町           |
| 旭町の3      | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市旭町            |
| 牛生町       | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市牛生町、多賀城市笠神一丁目 |
| 梅ヶ浜       | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市浦戸桂島字梅ヶ浜、字台   |
| 1 浦戸桂島の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市浦戸石浜字河岸       |
| 2 浦戸桂島の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市浦戸石浜字本石浜      |
| 3 浦戸桂島の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市浦戸石浜字本石浜      |
| 4 浦戸桂島の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市浦戸石浜字本石浜      |
| 芦畔町の1     | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市芦畔町           |
| 芦畔町の2     | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市芦畔町           |
| 芦畔町の3     | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市芦畔町、多賀城市笠神四丁目 |
| 藤倉二丁目     | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市藤倉二丁目、松陽台一丁目  |
| 花立町       | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市花立町           |
| 清水沢       | 急傾斜地の崩壊 | 塩竈市清水沢一丁目、清水沢三丁目 |
| 笠神一丁目の崩壊  | 急傾斜地の崩壊 | 多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町 |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五百四十一号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画特別緑地保全地区

2 名称 柞江特別緑地保全地区

燕沢三丁目特別緑地保全地区

郷六特別緑地保全地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 三・三・九号 蒲生北部二号公園  
三・三・三十七号 蒲生北部一号公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 五号 蒲生北部緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十七号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴取事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴取事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

加美郡色麻町四竈字柺木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

全国農業協同組合連合会宮城県本部

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで  
○宮城県告示第五百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合  
二 委託期間  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
大崎市古川新田字昭和三十七番一号 高橋畜産

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十四号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年四月三十日認可した。  
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

毅

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び提案依頼書による

3 履行期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで



4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番地一 宮城県庁

5 予定価格 五九、七一一、七七六円（内消費税及び地方消費税四、四二三、三二六円）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。  
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  
(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 I S M S適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント）または、プライバシーマーク制度の認定を受けていること。  
9 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の上欄に掲げる試験のうち、いずれかの試験に合格した者を雇用し、かつ、本業務に配置できること。  
10 平成二十七年三月三十一日現在、過去五年以内に国または地方公共団体に対し、本システムと同規模以上の業務システム等を導入した実績を有すること。  
11 プロジェクト管理責任者等が、番号制度に関する研修を受講し専門知識を有していること。  
12 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から11までの要件を満たしていること。  
(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。  
三 入札書等の提出場所等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び提案依頼書の交付場所、問い合わせ先  
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一  
宮城県行政庁舎三階 宮城県震災復興・企画部情報政策課番号制度推進班  
（電話〇二二二二二二二四八二）

2 入札説明書及び提案依頼書の交付期限

平成二十七年六月四日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年五月二十九日(金)午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

平成二十七年六月二十四日(水)午後三時までに1あて提出することとし、郵送の場合は、同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期限

平成二十七年六月二十九日(月)午後五時までに1あて提出することとし、持参による場合は6(一)の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年六月三十日(火)午前十時(開場午前九時五十分)  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎三階 震災復興・企画部情報政策課

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三三における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業

者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item to be Procured : Development of Server for Unification of Citizens ID Number Systems (1 set)

2 Contract Period : From the date of contract until March 31, 2016

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid Submission (in person) and Place : June 30 (Tue.), 2015, 10 am. Miyagi Prefectural Government (3rd Floor), Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : June 29 (Mon), 2015, 5 pm

6 Contact Information : ID Number System Promotion Section, Information Policy Division, Miyagi Prefecture Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570, Japan Tel.: 022-211-2481

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

団体内統合利用番号連携サーバー構築業務落札者決定基準

「団体内統合利用番号連携サーバー構築業務」に当たり、次により落札者を決定するための審査を実施する。

一 選考方法

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札

者を選考する。

1 本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項は、入札公告のとおりとする。

2 入札参加者の資格等に関する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書は次の場所で作付する。

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課番号制度推進班（電話〇二二二二二二四八二）

二 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するための審査機関を設置する。

1 本委託業務の技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による本委託業務に関する総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において実施する。

2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たつての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が提案依頼書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているかを判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとつて最も有利か否かについて審査する。

三 落札者の決定

1 技術提案書の評価要件

本委託業務の入札参加者の資格等に関する事項及び2に掲げる二つの要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

2 落札者の決定方法

本委託業務を履行できると知事が判断した者であつて、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案書の内容が、四5による必須事項の要求要件を全て満たしていること。

なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき（同点のとき）は次の順により決定する。

① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点が異なる場合

技術提案評価点が高い者を落札者とする。

② 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点と同じ場合

四5による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

③ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四5による必須項目における得点と同じ場合

入札価格が低い者を落札者とする。

④ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四5による必須項目における得点、入札価格が同じ場合

入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に

関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、二千点満点とし、うち技術提案評価点を千二百点、価格評価点を八百点とする。

四 評価基準

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行うものとし、総合評価算定基準調書（以下、「基準調書」という。基準調書は12において配付する。）の評価項目ごとに行い、評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

2 価格評価

価格評価点の評価は、入札及び見積価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において生じた端数は切り捨てる。

イ 平成二十七年 価格評価項目に配分された点数×（1－入札価格／予定価格）

ロ 平成二十八年度から平成三十三年度まで 価格評価項目に配分された点数×（1－見積価格／設計価格）

3 基準調書における評価項目の設定の観点

技術に関する評価は、提案内容の特徴、業務及び構築に係る方針、手法、機器の性能評価等により事業目的が達成可能かどうか、体制に関する評価は、提案された作業計画、当該計画に応じた要員計画、業務の統括管理、これまでの業務実績等に基づき本委託業務の遂行が可能かどうかを評価する。

4 基準調書における評価項目

実際の評価に当たっては、基準調書における評価項目ごとに細目（以下「細目」という。）を定め、細目及び小分類ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

イ 本業務の実施方針に関する項目

- ロ 本県の対応方針に関する項目
- ハ 要求仕様書に関する項目
- ニ その他に関する項目

5 基準調書における必須事項

細目ごとに次の区分による分類を行う。

なお、イの必須項目に分類した細目について、提案依頼書に定める要求水準を満たさない技術提案書は、以後の評価は行わない。

イ 必須項目

ロ 必須以外の項目

6 基準調書における評価方式

評価方式は、次の三方式を用いるものとし、評価すべき内容に応じ細目ごとに適用する。

なお、細目ごとの評価方式は、審査委員会において定める。

イ 数値方式

提案内容を数値化できるものに関しては、一定の基準に照らし、数値化して得点を付与（加点を含む）する。

ロ 判定方式

提案内容を数値化することが困難なものに関しては、A・B・C・Dの四段階による判定・評価を行い、それぞれに「満点」、「半分の点」、「最小点」、「零点」を付与する。

ハ 順位方式

イ・ロによらないものは、提案内容を順位付けし、一位に「満点」、二位に「一位の半分の点」、三位に「二位の半分の点」、四位に「零点」を付与することを標準とする。

五 評価方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとする。ただし、必要に応じ技術提案書、附属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

1 書面審査

技術提案書及び附属資料の内容を確認する。

2 対面審査

書面審査上確認しがたい内容について口頭審査を行う。

六 その他

1 対面審査

イ 日 時 平成二十七年七月三日（金）午前九時から午後五時までのうち、最大四十分

ロ 場 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 震災復興・企画部情報政策課

ハ 出席人数 出席者は三人以内とする

2 不明、錯誤等の無効

入札をした者は、入札後において、入札説明書、提案依頼書、落札者決定基準等並びに提出した技術提案書及び附属資料の内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 「食材王国みやぎ」魅力発信広告掲出業務（コボ

スタ宮城）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部食産業振興課 仙台市青葉区

本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社楽天野球団 仙台市青葉区名掛丁百

二十八

五 契約金額 七千九百七十七万二千七百二十六円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

正 誤

○宮城県公報第二六五二号（平成二十七年四月二十四日付け）中

| ページ | 段 | 行 | 後ろか             |
|-----|---|---|-----------------|
| 一   | 下 | 三 | ら               |
|     |   |   | 七・三の一〇（以上二筆国有林） |
|     |   |   | 七・三の一〇（以下二筆国有林） |

正

牡鹿郡女川町桐ヶ崎字崎山三の

牡鹿郡女川町桐ヶ崎字崎山三の

牡鹿郡女川町桐ヶ崎字崎山三の